

京都市長

門川大作 様

**2014年度**

**京都市予算編成に対する要求書**

2013年12月

日本共産党京都市会議員団

# 目次

## 重点要求項目

- ◆台風18号の被害の教訓を生かし次の対策をおこなうこと…………… 1
- ◆憲法を守り、平和で民主的な日本をつくるため、  
国に対し次の項目の実現を求めること…………… 1
- ◆原発からの撤退を…………… 2
- ◆被災者支援の充実を…………… 3
- ◆地域防災計画について…………… 3
- ◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること…… 4
- ◆市民のくらしと営業を守る市政運営を…………… 6

## 分野別要求項目

- 一 福祉・医療の充実を…………… 8
  - ◆医療・保健の充実を…………… 8
  - ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を…………… 9
  - ◆福祉・子育て支援の充実を…………… 10
- 二 競争と格差拡大の教育を改め、  
どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を…………… 13
- 三 ごみ減量の推進を…………… 14
- 四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を…………… 15
- 五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を…………… 15
- 六 中小企業、伝統産業・商工業・農林業など各種産業の振興を…………… 16
- 七 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを…………… 17
  - ◆災害に強いまちづくりを…………… 17
  - ◆安心して住み続けられるまちづくりを…………… 18
  - ◆上下水道事業の充実を…………… 19
- 八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を…………… 20
  - ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること…………… 20
  - ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を…………… 20
- 九 生活道路優先の道路環境整備を…………… 21
- 十 公正・公開・市民参加の市政運営を…………… 22

## 重点要求項目

☆は新規要求項目

### ◆台風18号の被害の教訓を生かし次の対策をおこなうこと

- ☆① 台風18号の大雨による大規模な水害発生をうけ、京都市地域防災計画（一般災害対策編）の必要な見直しを行うこと。
- ☆② 防災危機管理における統括部門の情報収集と発信の態勢強化、庁内の各部署との情報共有をすすめるなど緊急時の全庁一体の態勢を強化すること。
- ☆③ 河川の氾濫、溢流、漏水、また、山腹からの土砂や流入水で被害を受けたそれぞれの地域について、国、府、関係機関と協議し原因を明らかにし対策を講じること。
- ☆④ 被災者住宅等再建支援補助は、住宅にとどまらず、商店や工場なども対象にするとともに、「一部破損」についても柔軟に対応し、床下浸水も対象とすること。家財や商品など不動産以外の被害も支援対象とするなど、全ての生活再建への支援策となるよう個々の制度を見直すこと。また、災害時の緊急融資制度については、本市による利子補給をふくめ、利率の引き下げをはかること。
- ☆⑤ 地下鉄東西線御陵駅浸水の原因となった安祥寺川について京阪、JRと協議し、対策を講じるとともに改修をおこなうこと。
- ☆⑥ 排水機場管理の民間委託を見直すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。また、障害物除去、水位監視機能などを改善し、常時監視体制を確立すること。小栗栖排水機場のポンプ停止による住宅地への浸水は人災であったことを踏まえ、対策・対応をすすめること。
- ☆⑦ 鳴滝橋の復旧など、生活道路復旧、都市基盤復旧に全力をあげること。また、府と連携して、桂川の浚渫、河川の護岸復旧を促進すること。
- ☆⑧ 被災地の住民や事業者が使用した水道料金についての減免制度を創設すること。また、一定規模の消毒など衛生対策について、行政の直接の責任で行うこと。
- ☆⑨ 登録ボランティアに加えて、個人の市民ボランティアについても受け入れるよう体制を改善すること。

### ◆憲法を守り、平和で民主的な日本をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

- ⑩ 海外で戦争できる国をめざす憲法9条の改悪、および立憲主義を否定する96条の改悪をしないこと。「集団的自衛権の行使」につながる解釈改憲を行わないこと。
- ☆⑪ 憲法違反の特定秘密保護法は撤廃すること。
- ⑫ 日米安保条約を廃棄し、真の主権回復をめざすこと。対等、平等、友好の日米関係を築くこと。
- ☆⑬ 武器輸出三原則を堅持すること。

- ☆⑭ 危険なオスプレイについて、米軍基地への配備、および自衛隊への配備計画を撤回すること。普天間基地の移設に関する日米合意は白紙撤回し、無条件撤去すること。
- ☆⑮ 府内京丹後市への米軍によるXバンドレーダー基地建設を認めないこと。
- ⑯ 核密約を破棄し、非核三原則を法制化すること。
- ⑰ 戦争による唯一の被爆国の原点に立ち、最も非人道的な核兵器の廃絶へのイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約の国際交渉を開始するよう世界に呼びかけること。
- ⑱ 軍事費を大幅に削減すること。
- ⑲ 企業・団体献金を禁止し、政党助成金を廃止すること。
- ⑳ 小選挙区制を廃止し、民意を正しく反映する制度へ抜本改革をすること。国会議員の定数削減を行わないこと。

#### ◆原発からの撤退を

- ⑳ 京都市は原発ゼロの立場に立ち、国に対し即時原発ゼロの政治決断を求めること。
- ㉑ 原発再稼働方針を撤回するよう、国、関西電力に求めること。
- ☆㉒ 原子力規制委員会については、再稼働の手続きをやめ、着実に廃炉のプロセスを推進するよう国に求めること。
- ㉓ 高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にするよう国に求めること。
- ㉔ 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止するよう国に求めること。
- ☆㉕ 福島原発事故対策、汚染水対策は東電まかせにせず、国が責任を持つよう国に求めること。
- ☆㉖ 電気事業法を改正し、発送電分離をおこなうこと。また、再生可能エネルギーの送電網の優先利用ルールをつくり、再生可能エネルギーの飛躍的な普及を進めること。
- ㉗ 再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。そのための目標と年次計画を策定すること。
- ㉘ 市民共同発電など地産地消のエネルギー政策を推進すること。無担保・無保証人の融資制度創設など各種支援制度を拡充すること。
- ㉙ 再生可能エネルギーの買取にあたっては、価格などインセンティブが働くよう引き続き改善し、消費者の負担軽減を図るよう国に求めること。
- ㉚ 電源開発促進税を再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。
- ㉛ 関西電力に対し、発電所ごとの総電力量、京都市域における消費電力量の情報を公開するよう求めること。
- ㉜ 「京都市防災計画」の「原子力災害編」が策定されたが、東京電力福島第一原発事故の実態を踏まえて、以下の点を強化すること。

- 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」の範囲については、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）32・5Kmによる「線引き」は改め、京都市全域を対象とすること。
- 緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った被害予測を行うよう、京都府を通じて国に対して申請すること。
- 独自の情報収集および、市民、滞在者への周知のための体制を一層強化すること。
- 関西電力と原発立地自治体並の協定を結び、再稼働の事前協定や立入り検査権等を持つこと。
- 空間放射線量を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置すること。設置にあたっては、自然災害に耐えられるものとし、非常用電源対策、データ通信手段の多重化を進めること。
- 周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等をさらに拡充すること。
- 琵琶湖の汚染を想定した対策を強化すること。
- 京都府に対して、市立病院を被曝医療機関として指定を求め、機能強化を行うこと。
- ☆ 他都市からの大規模な避難者の受け入れ、および京都市から他都市への避難者への支援についても、計画に加えること。
- 放射能汚染による被害に対して、万全の対策を行うこと。
- 食品の放射能汚染の規制値をより厳しいものとし、規制値を遵守する厳重な検査体制をとるよう国に求めること。測定値の公表を徹底すること。

#### ◆被災者支援の充実を

- ③④ 京都市に避難している東日本大震災の被災者および原発事故被害者に対して、引き続き、雇用、住宅確保など、必要な支援を継続すること。
- ③⑤ 福島第一原発事故による被曝が疑われる被災者が、検診・治療等必要な医療を受けられるよう、医療費補助等の支援を行うこと。

#### ◆地域防災計画について

- ③⑥ 各部局・職員間の災害時における情報共有の精度を高め、市民への的確な情報提供、住民避難勧告、指示、誘導が行えるようにすること。
- ③⑦ 住宅および社会インフラの耐震化など、全庁的な減災対策を計画的に促進すること。特に、近年多発する「経験したことのない雨量」となる集中豪雨への対策を強化すること。
- ③⑧ 食料・飲料水備蓄の拡充、自家発電機、通信情報機器の整備など災害時の防災設備



機能を充実させること。

- ③⑨ 避難所に指定された施設や分団詰所、防災器材格納庫の耐震対策を促進すること。
- ④⑩ 学区・町内会単位の防災マップづくり、減災対策を支援すること。
- ④⑪ 福祉避難所の設置、要配慮者の避難対策をすすめること。二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。福祉避難所などが不足する地域については、計画的に福祉施設などの整備を促進すること。
- ④⑫ あらゆる被害とケースを想定し、避難所運営マニュアルを充実させること。
- ④⑬ 中高層集合住宅の管理組合、自治会の防災活動計画と災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。
- ④⑭ 災害時協力井戸、防災器材格納庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすとともに、位置をわかりやすく示す表示板の設置など防災のまちづくりをさらにすすめること。
- ④⑮ 災害危険箇所における要配慮者利用施設のソフト・ハード両面の対策を強めること。
- ☆④⑯ 地域の防災訓練については、より実際的なものになるように、一層改善すること。

#### ◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

- ④⑰ 消費税増税を中止すること。
- ④⑱ 農業、医療・医療保険を破壊するなど、日本経済に重大な打撃を与え、国の主権を危うくするTPPに参加しないこと。
- ④⑲ 正規雇用の拡大や社会保障の充実などにより、国民所得を増やし、内需拡大の政策に転換すること。
- ☆⑤⑰ ブラック企業規制法を制定すること。
- ⑤⑱ 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ⑤⑲ 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議とすること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。
- ⑤⑳ 「中小企業金融円滑化法」を復活すること。
- ⑤㉑ 「緊急雇用創出事業」を継続実施すること。
- ⑤㉒ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。
- ⑤㉓ 地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。法定率を引き上げて、地方交付税の財源保障機能を充実させること。
- ☆・臨時財政対策債は廃止すること。
- ☆・過去の臨時財政対策債の元利償還金は、毎年の交付税とは別枠で保障すること。
- ⑤㉔ 財政健全化法を廃止すること。
- ⑤㉕ 平成14年度以降、廃止・削減された各種控除制度を復活すること。定率減税を復活させること。配偶者控除を廃止しないこと。

- ⑤9 労働者派遣法の抜本改正を行い、正規雇用を基本とすること。とりわけ製造業への派遣を全面的に禁止すること。
- ⑥0 最低賃金を全国一律で時給1000円以上に引き上げること。実施にあたっては中小企業を支援すること。
- ⑥1 大企業・高額所得者に対する行き過ぎた減税をやめ、応分の負担を求めること。
- ⑥2 憲法を逸脱し、生存権をふみにじる「社会保障制度改革推進法」は撤回すること。
- ⑥3 生活保護基準の引き下げは撤回すること。生活保護の財源は国が責任を持つこと。扶養義務の範囲の拡大はおこなわないこと。医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。雇用保険・医療保険・年金など社会保障制度の改善を図り、国民生活を底上げすること。
- ⑥4 保育の市場化・規制緩和を進める子ども・子育て支援新制度は撤回し、保育の公的責任を果たすこと。
- ⑥5 年金給付額の削減は撤回すること。支給開始年齢の引き上げはしないこと。
- ⑥6 医師、看護師の養成数を拡大すること。診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げること。
- ⑥7 介護保険制度の国庫負担割合をただちに35%に引き上げ、計画的に50%に引き上げること。軽度認定者に対する介護給付の削減、特養入所厳格化、利用料の値上げはおこなわないこと。介護職員の労働条件を改善させること。
- ⑥8 国民健康保険に対する国庫負担割合を増やすこと。全ての国保加入者に、正規の保険証を交付すること。
- ⑥9 国保一元化・広域化はしないこと。高齢者差別の後期高齢者医療制度はやめること。
- ⑦0 前期高齢者の窓口負担は引き上げないこと。子ども、高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。
- ⑦1 「応益負担」を残し、障害を自己責任・家族責任とする障害者総合支援法を撤回し、当面、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が示した「骨格提言」を盛り込んだ新法をつくること。
- ⑦2 高校教育の無償化を継続すること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。
- ⑦3 子どもにいじめ禁止を命じ、厳罰で取り締まる「いじめ防止対策推進法」は、撤回し、子どもたちの安全と人権を保障する法律を、国民的な検討をふまえてつくること。
- ⑦4 30人以下学級を早期に実現すること。
- ⑦5 2020年までに温室効果ガスを90年比30%に削減する地球温暖化対策基本法の早期制定を国に求めること。
- ⑦6 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利

率の企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和・枠拡大を行うこと。

- ⑦⑦ 交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ⑦⑧ 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に改善すること。
- ⑦⑨ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えが早急に行えるよう国の財政措置を行うこと。
- ⑧⑩ 烏丸線の、ホーム転落防止柵を全駅に設置すること。国の補助制度を拡充し、技術開発を促進すること。

#### ◆市民のくらしと営業を守る市政運営を

- ⑧① 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」実施計画を撤回すること。
- ⑧② 敬老乗車証は、応益負担を導入しないこと。無料で交付すること。全ての地域で民間バスも含め共通化すること。福祉乗車証も適用すること。
- ⑧③ 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費・学資保険の差し押さえはやめること。
- ⑧④ 勤労者市民や労働者、年金生活者等の保険料大幅値上げにつながる医療保険の一元化・一本化方針は撤回すること。
- ⑧⑤ 身体障害者リハビリテーションセンターは、附属病院を存続し、現行の各機能を拡大・充実すること。
- ⑧⑥ 子どもの医療費は、中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ⑧⑦ 保育所待機児童解消にあたっては、必要な地域に保育所を新設・増設すること。当面、定員外入所を受け入れている保育園への予算措置を拡充すること。
- ⑧⑧ 学童う歯対策事業は縮小することなく、継続実施すること。
- ⑧⑨ 民間保育園の統一給与表を復活し、職員処遇に市が責任を持つこと。市営保育所の民間移管は進めないこと。
- ☆⑨⑩ 住友重工に対し、焼却灰溶融施設の整備に関するすべての費用および本市が被った損害を賠償するよう求めること。
- ⑨① 灰溶融計画を撤回すること。
- ⑨② 大量生産、大量消費、大量廃棄の資源・エネルギー浪費社会を見直すこと。
- ⑨③ 「京プラン」実施計画にもとづく職員削減、非正規への置き換えをやめ、必要な部署へ必要な人材を配置し、市民サービスの向上をはかること。
- ⑨④ 廃止した市民税軽減制度を復活し、現行の軽減制度は存続すること。市税徴収については、機械的な差押えはしないこと。
- ⑨⑤ 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。



- ⑨⑥ 関係者の声を聞いて「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、中小企業振興計画を策定すること。
- ☆⑨⑦ 設計労務単価のさらなる改善を求め、賃金の引き上げを行うよう指導すること。
- ⑨⑧ 低入札の防止、適正価格の確保をすすめるために、入札制度のさらなる改善を行うこと。
- ⑨⑨ 公契約条例の策定にあたり、雇用・賃金の確保、地元発注、委託サービスの質の向上を促進すること。国に公契約法の制定を求めること。
- ⑩⑩ 中小企業を対象にした、貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。
- ⑩⑪ 岡崎地域活性化ビジョンについては根本から見直し、京都会館の建物価値、京都市美術館、疏水などで形成された京都を代表する景観的・文化的価値を生かしたまちづくり計画に改めること。京都会館再整備にあたっては、現在の計画を見直し、岡崎地区の景観・文化価値の向上に寄与する設計とすること。
- ☆⑩⑫ 京都会館の運営にあたっては、市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい事業・設備内容とすること。運営費・維持費の増大とならないよう、過大な施設整備は行わないこと。
- ⑩⑬ 「道州制への一里塚」である関西広域連合から脱退すること。道州制推進首長連合から脱退すること。
- ⑩⑭ 道州制を前提とした「特別自治市」創設に向けた検討をやめること。
- ☆⑩⑮ 規制緩和と大手優遇に道をひらく特区制度の活用をしないこと。
- ⑩⑯ 市内高速道路の未着工3路線の計画について速やかに廃止手続きをすること。
- ⑩⑰ 国民に多大な負担と犠牲を押し付ける危険性のある、リニア中央新幹線建設を撤回するよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。

## 分野別要求項目

### 一 福祉・医療の充実を

#### ◆医療・保健の充実を

- ⑩⑧ 国民健康保険制度を改善すること。
  - 国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
  - 入院時の食事代負担などの軽減を図ること。
  - 限度額適用認定証をすべての人に発行すること。当面、発行に当たっては機械的一律的な対応はやめ、保険料納付要件の緩和を行うこと。所得区分については現年度収入を基準とすること。
  - 出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
  - 精神・結核医療付加金を復活させること。
  - 無保険者や国保加入者の生活実態・受診状況等についての実態調査を行うこと。
- ☆⑩⑨ 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を行うこと。
- ⑩⑩ 協会けんぽは政管健保にもどし、国が責任を持つ制度に戻すよう求めること。
- ⑩⑪ 市立京北病院の整形外科医や常勤の医師、看護師確保に引き続き全力をあげること。
- ⑩⑫ 市立病院・市立京北病院の独自の医療費等患者負担の減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うこと。
- ⑩⑬ 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、必要な交付金を確保すること。
- ⑩⑭ 市立病院の院内保育所は外部委託化をやめ、職員処遇を改善すること。
- ⑩⑮ 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑩⑯ 小児慢性特定疾患治療研究事業は、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。
- ⑩⑰ ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、2012年度までの基準に戻すこと。
- ⑩⑱ 自立支援医療については、新京都方式を継続し、さらに患者負担の軽減に努めること。非課税世帯の無料化は早急に実現すること。
- ⑩⑲ 特定疾患治療研究事業については、補助対象を拡充するよう引き続き国に求めること。
- ⑩⑳ ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種に位置づけるよう国に求めること。風疹

予防接種は、妊娠を希望する19歳以上の女性の配偶者も対象にすること。単独ワクチンも対象にすること。

- ☆⑫① 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。自己負担区分証明書は交付するか、2012年度までと同様、医療機関の窓口で「介護保険料納入通知書」「市・府民税課税証明書」「生活保護受給証明書」などを提示すれば受けられるようにすること。
- ⑫② 行政区保健センターは保健所に戻し、必要な人員を配置して高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児健診については、早期療育の観点から5歳児健診も実施すること。環境衛生業務は身近な窓口として元の各保健センターに戻すこと。保健センター長は専任の医師を配置すること。
- ⑫③ 廃止された休日急病東診療所を復活すること。
- ⑫④ 看護師確保対策費を増額し、自治体として看護師養成に責任を持つこと。
- ⑫⑤ 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと。
- ⑫⑥ 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。
- ⑫⑦ 第二市場におけるBSE全頭検査を復活すること。放射能対策については、牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するために全頭検査を堅持すること。
- ⑫⑧ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。
- ⑫⑨ 中央斎場は直営を堅持すること。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑬⑩ 介護保険制度について、以下の項目について改善をはかること。
  - ・軽度認定者への給付サービスを確保すること。介護予防・日常生活支援総合事業を導入しないこと。
  - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和すること。
  - ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望するすべての高齢者が入所できるよう施設整備をすすめること。
  - ・保険料・利用料の負担を軽減すること。減免制度を更に拡充すること。
- ☆・保険料の滞納による制裁措置をやめること。
  - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
  - ・在宅生活を制限する要介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護の提供を行うよう国に求めること。
  - ・地域包括支援センターへの委託金を大幅に増額すること。

- ⑬① 市直営の地域包括支援センターを設置し、公的責任を果たすこと。福祉事務所、保健センターは、地域包括支援センターとの相互連携を強化すること。
- ⑬② すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。
- ⑬③ 緊急通報システム利用料の値上げは撤回すること。
- ⑬④ ただちに福祉乗車証と敬老乗車証の適用地域を同一にすること。
- ⑬⑤ 高齢者の居場所づくり支援事業は広報につとめるとともに助成額を引きあげ、充実すること。
- ⑬⑥ 外国籍無年金者等への給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ⑬⑦ 年金受給資格期間の短縮、最低保障年金制度の創設で、無年金の解消・低年金の底上げをはかること。消えた年金問題は、紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突合で終わりとし、きめ細かな対応を行うよう国に求めること。
- ⑬⑧ 高齢者の就労の機会をこれまで以上に拡充すること。
- ⑬⑨ 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

#### ◆福祉・子育て支援の充実を

- ⑭④ 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。
- ⑭④ 保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。
- ⑭④ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度を復活すること。
- ☆⑭⑤ 子どもたちの保育環境向上のため、児童福祉施設基準条例における施設や職員配置基準は引き上げること。新たに認可が必要となる保育事業についても現行認可保育所基準を下回らないこと。
- ⑭④ 昼間里親の安定した運営を保障すること。
- ☆・調理員を配置し、職員の給与を保育所職員と同水準とすること。
- ☆・昼間里親の報酬を抜本的に引き上げること。
- ☆・地代・家賃を全額保障すること。
- ☆・給食材料費を保障すること。
- ⑭⑤ 児童館整備は130館にとどめず、児童館、学童保育所を必要な地域に整備すること。
  - ・複数配置も含め全ての小学校区に学童保育所を設置すること。
  - ・対象年齢を引き上げること。
  - ・分室に頼らず大規模学童保育所を早急に解消すること。現分室については正規職員を配置し、施設改善をはかること。
  - ・職員の処遇を抜本的に改善すること。土曜日・長期休業中の長時間保育が安定して



- 行えるよう、常勤職員を増員すること。
- ☆<sup>146</sup> 学童保育利用料を引き下げること。当面、利用料は来年度も据え置くこと。
  - ①<sup>47</sup> 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。
  - ①<sup>48</sup> 地域学童クラブに対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や、児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず、補助対象とすること。
  - ①<sup>49</sup> 京都こども文化会館は従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。
  - ①<sup>50</sup> 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。
  - ①<sup>51</sup> 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。「青葉寮」の移転再整備にあたっては、職員体制を後退させないこと。施設の子どもたちが通う学校の受け入れ体制を十分整えること。
  - ①<sup>52</sup> 鑑別診断の待機を解消するため医師の体制を更に拡充すること。第二児童福祉センターにも療育機能を持たせること。
  - ①<sup>53</sup> 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、職員の実増をはかること。職員の処遇改善をはかること。
  - ①<sup>54</sup> 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。
  - ①<sup>55</sup> 児童デイサービスへの補助金を復活するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。
  - ①<sup>56</sup> 地域生活が困難な実態を踏まえ、不足している障害者入所施設の増設と短期入所枠の拡大を更にすすめること。
  - ☆<sup>157</sup> 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。
  - ①<sup>58</sup> 洛西ふれあいの里保養研修センターは廃止を撤回し、存続すること。
  - ☆<sup>159</sup> 老朽化した若杉学園は市が責任を持って整備すること。運営は市直営を継続すること。
  - ☆<sup>160</sup> 「聞こえの支援」を進めるため、公的施設で積極的に磁気ループを導入すること。
  - ①<sup>61</sup> JR料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
  - ①<sup>62</sup> 保健センターの体制を補強し、精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。関係機関との相互連携を強めること。
  - ①<sup>63</sup> 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。



- ①64 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。
- ①65 憲法25条、現行生活保護法に基づき、生活保護行政を進めること。
- ☆・生活保護費引き下げの影響・実態を調査すること。
    - ・生活保護申請用紙を相談窓口に置くこと。
  - ☆・生活保護制度を広く市民に周知すること。
    - ・保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
    - ・夏季加算の創設、老齢加算の復活を国に求めること。
    - ・必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
    - ・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
    - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
    - ・一時扶助でエアコン設置を行うこと。
    - ・夏季歳末見舞金を復活すること。
    - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
    - ・保護費支給明細書を受給者に交付すること。
    - ・市として公的就労の機会を拡充し、仕事を確保すること。
    - ・貧困調査の実施など市民生活の実態を明らかにし、捕捉率を推計・公表し、必要な対策を打つこと。
    - ・中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援を拡充すること。
- ①66 ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。
- ・土・日・祝日も対応できる体制をつくること。
  - ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。中央保護所の一時宿泊機能や一時宿泊施設・緊急一時施設等の入所は長期に及ばないようにすること。
  - ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
  - ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
  - ・中央保護所等の運営について引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
  - ・緊急一時宿泊施設を必要とするすべての人が利用できるよう施設整備を行うこと。
- ①67 市営葬儀事業を復活させること。
- ①68 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金は、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。
- ①69 低所得者世帯、社会福祉施設などに対し、上下水道料金の福祉減免制度をつくること。

- ⑰⑩ 各内職会の支援を強め認定基準を緩和すること。

## 二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ⑰⑪ 国連子どもの権利委員会の第3次勧告でいわれている「『過度に競争主義的な』教育」はやめること。
- ⑰⑫ 減らした教育予算を復活しすべての学校で教育条件整備・改善をすること。
- すべての学年で30人学級を実現すること。当面、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
  - 学校経常運営費を増額すること。
  - 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
- ☆⑰⑬ 全ての小中学校の特別教室に冷房を設置すること。
- ⑰⑭ 子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会を増やすこと。学校公演に対する補助事業を創設すること。
- ⑰⑮ 全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。当面、学校ごとの結果は公表しないこと。
- ⑰⑯ 公立高校入試については、新制度の実施はやめ、総合選抜制度に戻すこと。市立高校に不登校生徒のための受検枠を設けること。
- ⑰⑰ 高校間の予算配分の偏重を是正すること。
- ⑰⑱ 市立工業高校は統廃合せず、各学校ごとに耐震工事を行うなど、教育環境を整備すること。
- ⑰⑲ 定時制高校は、希望者全員の入学を保障すること。定時制を、引きこもりなど困難をかかえる生徒の教育権保障の場としても位置づけ、訪問教育をおこなうなど充実させること。
- ⑰⑳ 体罰を、学校、教育現場から一掃すること。いじめ、暴力、学級崩壊の状況を正確に把握し、学校への支援体制を強化すること。
- ☆⑰㉑ スクール・ソーシャル・ワーカーの大幅な増員を図ること。
- ⑰㉒ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の進路を保障すること。
- ⑰㉓ 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設し、学校規模を縮小すること。
- ⑰㉔ 育成学級の学級基準を市独自に引き下げること。発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。
- ☆⑰㉕ LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ⑰㉖ 「教員評価にもとづく給与査定」は行わないこと。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ⑰㉗ 栄養職員は複数校兼務ではなく一校一名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消

を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。  
アルマイト食器から強化磁器食器等への改善の計画を直ちにもつこと。

- ⑱⑧ 中学校給食を自校方式で実施する計画をつくること。当面、小学校と同様に中学校も全員給食とすること。
- ⑱⑧ 必要な教職員は正規を原則とすること。非正規教員の身分保障と待遇の改善等、格差是正を図ること。
- ⑱⑨ 教職員の時間外労働を縮減すること。そのために、労働時間を的確に把握すること。教職員の事務量を軽減すること。休憩時間を確保すること。
- ☆⑱⑩ 小学校プール事故再発防止策については、養徳小学校プール事故第三者委員会の調査結果や現場の声を聞き再検討すること。
- ☆⑱⑪ 水泳指導において必要な安全体制を確立するために、教育行政として必要な予算と人員の確保を行うこと。プール開放については、市及び市教委が直接責任を持ち実施すること。
- ⑱⑫ 担任制など制度的な小・中の区別をあいまいにし、現場に混乱を招いている小中一貫教育はやめること。義務教育は6・3制を堅持すること。
- ⑱⑬ 東山泉小学校の6年生は小学校に通わせること。
- ⑱⑭ 住民・保護者の合意なき学校統廃合はやめること。
- ⑱⑮ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。就学援助項目を拡大すること。
- ⑱⑯ 義務教育の無償原則を拡大し、副読本や遠距離通学費など保護者負担をなくすこと。
- ⑱⑰ 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。
- ⑱⑱ 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。幼稚園入園料を廃止すること。
- ⑱⑲ 新学習指導要領の押しつけをやめること。
- ⑱⑳ 教育委員会制度を堅持し、一般行政からの独立性を確立すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ⑱㉑ 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。
- ⑱㉒ スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業は、児童・生徒の発達段階を無視したものであり、見直すこと。
- ⑱㉓ 事実上の同和教育の延長になっている人権教育はただちに見直すこと。

### 三 ごみ減量の推進を

- ⑱⑳ 焼却処理中心のごみ行政から脱却し、OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及

びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き強く要望すること。

- ⑳⑤ 家庭ごみ袋を値下げすること。
- ☆⑳⑥ ごみ有料化による財源活用事業をやめること。
- ⑳⑦ 資源ごみ収集にあたっては指定袋制度を廃止すること。
- ⑳⑧ かん・びん・ペットボトルの混合収集を改め、分別品目の拡大、リユース率・リサイクル率を向上させること。
- ⑳⑨ 事業系ゴミ減量化のため、点検回数を増やすこと。事業者等への啓発を抜本的に強化すること。紙、厨芥類の分別の徹底をはかること。
- ⑳⑩ 「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。
- ⑳⑪ 電動式生ゴミ処理機及び生ごみコンポスト容器の普及をはかること。
- ⑳⑫ NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を達成すること。
- ⑳⑬ クリーンセンターおよび、横大路、水垂などの廃棄物処分場の土壌、水質、大気について、年一回の測定ではなく常時測定と公開をおこなうこと。
- ⑳⑭ 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。

#### 四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ⑳⑮ 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学の授業料負担を減らすよう国に求めること。市としても独自の奨学金制度を創設すること。
- ☆⑳⑯ 市立芸大の施設改善を早急におこなうこと。
- ⑳⑰ ニート・引きこもり・不登校など社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への支援体制を抜本的に強化すること。
  - ・当事者の増、課題が複雑化するなか、支援コーディネーターの増員を行うこと。
  - ・「発達障害」について、早期支援を実現するため、文化市民局、保健福祉局、教育委員会が連携し、なおいっそう実効性ある施策を講じること。
- ⑳⑱ 青少年活動センターを全行政区に設置すること。
- ⑳⑲ 若年者への家賃補助制度を創設すること。

#### 五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

- ⑳⑳ 音楽、演劇、伝統芸能など、市民の鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うこと。子ども舞台芸術鑑賞事業は、地元の演劇関係者と連携した事業に発展させること。
- ㉑① 地域文化会館の売却は行わないこと。全行政区で市民の利用しやすい施設の整備を行うこと。
- ㉑② 全行政区で1カ所以上の地域体育館を建設すること。



- ②23 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。青年や高齢者の割引制度を導入すること。
- ②24 いきいき市民活動センターは、バリアフリー化を進めること。
- ☆②25 全行政区に、市民が低料金で気軽に使える集会所を増設すること。
- ☆②26 京都市美術館の再整備にあたっては、建物の外観・文化価値を守り、岡崎地域の景観を守ること。美術教室スペースをなくさないこと。職員体制を拡充し展覧会等の充実を図ること。
- ☆②27 京都市美術館は直営で運営し、公的役割を果たすこと。
- ②28 京都市交響楽団の巡回演奏を充実させること。
- ②29 早期に文学館を設立すること。

## 六 中小企業、伝統産業・商工業・農林業など各種産業の振興を

- ②30 失業者・転職者への相談窓口を充実すること。公的就労制度を創設すること。市独自の雇用創出、企業への要請など、積極的に雇用対策の体制を拡充しさらに取り組むこと。
- ②31 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給、返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ②32 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。保証協会による保証渋り、金融機関による貸し渋りが行われないように、強力に指導すること。
- ②33 公共事業・物品購入について、地元業者への優先発注を行うこと。中小企業発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。
- ②34 伝統・地場産業予算を大幅に増額し、後継者を育成すること。最低工賃のガイドラインを設定すること。新商品の開発、販路の開拓・拡大を支援すること。西陣織の原材料・道具類の確保への支援強化、機料店への支援を行うこと。
- ②35 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。「京都市まちづくり条例」は大型店出店を規制・抑制するものに見直すこと。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。
- ②36 「商店街振興条例」と「アクションプラン2011」の具体化、推進にあたっては、真に小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。また、区役所に商工業振興対策の窓口を設置すること。
- ☆②37 堀川団地再整備にあたって、商店、関係者の意見が反映されるようにすること。
- ②38 中小企業支援センターでの経営相談を復活させること。市内五カ所に新たに設置された経営相談体制の充実をはかること。
- ②39 産業技術研究所の独立行政法人化を撤回すること。



- ②40 保健福祉局、交通局などとも連携し、買い物弱者への総合的な対策を講じること。
- ②41 京都の歴史的景観や伝統的建造物、優れた芸術文化、世界遺産などを生かした観光振興対策を強化し、富裕層対策に偏らず滞在型観光客とリピーターの増加を図ること。
- ②42 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街・大学・地元住民や関係者と連携し、振興への具体的な取り組みの支援を行うこと。
- ②43 市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ、捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。
- ②44 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れおよび松枯れ対策を抜本的に強めること。
- ②45 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。
  - ・公共建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
  - ・みやこ杉木制度の活用条件を緩和し、新築や店舗、工務店・設計士にも広げること。
- ☆・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。
- ②46 食料自給率を50%に引き上げるよう国に求めること。本市においても、地産地消をすすめること。
- ②47 農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、販路の拡大、耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。

## 七 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを

### ◆災害に強いまちづくりを

- ②48 京都型耐震リフォーム支援事業は予算とメニューの大幅な拡充を図ること。木造住宅及び京町家等耐震改修支援事業など、他の耐震改修支援事業についても予算の拡充を図ること。
- ②49 耐震化の必要な重要橋梁92橋の内、耐震改修の計画がない30橋については、早急に改修計画を立てること。92橋以外の橋梁についても、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ②50 吊り天井については、国の改正された施行令に基づき、既存建築物についても落下防止対策を指導すること。
- ☆②51 トンネルの安全点検については、点検を検証できる専門技術職員の育成や採用をすすめるとともに、改修を早期に行い、安全の確保をはかること。
- ②52 急傾斜地の対策を強化するとともに、新たに液状化危険地域対策を具体化すること。

- ☆<sup>253</sup> 宅地の地すべり危険地域の対策を抜本的に強化すること。また、国、府とも連携し、土砂崩れ危険箇所の災害防止対策を抜本的に強化すること。
- ②<sup>54</sup> 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、整備を促進すること。既存の公園の防災機能を強化すること。
- ②<sup>55</sup> 国・府と協議を行い、集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。災害時などに、市民の命と財産を守ることに市の責任が持てるよう、土木事務所等の職員増員をはじめ、体制の見直し・強化を図ること。
- ②<sup>56</sup> 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。つり天井や非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。
- ②<sup>57</sup> 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的な取り組みを強めること。
- ②<sup>58</sup> 地下街、地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を全庁的な体制をとっておこなうこと。
- ☆<sup>259</sup> 左京区一乗寺松原町の上下水道局管理の沈砂池の越流の原因を明らかにするとともに対策を講じること。
- ②<sup>60</sup> 消防職員80人の削減計画は撤回すること。
- ②<sup>61</sup> 消防車、消防職員、消防団など人員と装備の両面で増強すること。
- ②<sup>62</sup> 消防職員の休憩設備の充実など、労働条件の改善をはかること。
- ②<sup>63</sup> 消防団の器具庫・詰所は京都市が責任を持って耐震化と拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど処遇改善にいっそう努めること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。

#### ◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ☆<sup>264</sup> 空き家対策については、地域や民間の協力を得つつも、行政が中心となった取り組みとすること。
  - ・空き家対策の専門の部署と区役所への相談窓口の設置、局を横断した連絡体制をつくること。
  - ・現状把握と対策については、区役所単位できめ細かく行うこと。
  - ・危険家屋の解体への補助制度を検討すること。
- ②<sup>65</sup> 市営住宅の新規建設をすること。民間住宅の借上げなど都心部にも市営住宅を供給すること。既存住宅の建て替えとともに、空き家整備をいっそう促進し、旧「改良住宅」もふくめ、公募戸数を増やすこと。
- ②<sup>66</sup> 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。
- ②<sup>67</sup> 市営住宅の耐震改修を早急に進めること。ストック活用計画からも遅れている市営住宅へのエレベーター設置を独自の計画をもって早急にすすめること。その際、入居

者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。

- ☆<sup>268</sup> 障害者向け住宅については、障害の状況に対応できる浴室への改善をはかること。市営住宅の住み替えに関して、身体障害者と同様に精神障害者等に対しても住み替えの基準を設けること。
- ②<sup>69</sup> エレベーターのない中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。
- ②<sup>70</sup> 旧「改良住宅」については、浴室やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること。
- ☆<sup>271</sup> 市営住宅の利便性係数の見直しにあたっては、市民負担増とならないようにすること。
- ②<sup>72</sup> 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓および給排水管の改修に対する助成制度を創設すること。
- ☆<sup>273</sup> 屋外広告物対策については、2014年8月末ありきではなく、条例の趣旨を市民と中小零細業者に丁寧に説明し、親身に相談にのりながら合意形成に努めること。また、基準に合致する広告物・看板への付け替えについての助成制度創設や手数料の負担軽減措置を講じること。
- ②<sup>74</sup> 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。
- ☆<sup>275</sup> まちづくり条例の新たな見直しにあたっては、縦覧期間の延長、説明事項の拡充、質問に対する回答の義務づけ、違反した時の罰則規定など、住民合意を得るために、実効あるものに見直すこと。
- ②<sup>76</sup> 既存商店街の存続を脅かし、車の増加や日照等、住環境への影響が懸念されるキンビール工場跡地への大型商業施設や高層住宅の開発計画は、見直すよう事業者に働きかけること。
- ②<sup>77</sup> 山ノ内浄水場跡地活用方針にある地区計画による高さ規制の緩和は、新景観政策に反するものであり跡地活用方針から削除すること。
- ②<sup>78</sup> アスベスト対策は、労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう国に求めること。

#### ◆上下水道事業の充実を

- ②<sup>79</sup> 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水を供給すること。水道料金の値上げを撤回し、元の料金制度に戻すこと。
- ☆<sup>280</sup> 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ②<sup>81</sup> 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置は採らないこと。

- ②82 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い過大とならないようにすること。
- ②83 汚水資本費補助金を復活すること。
- ②84 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。
- ②85 地域、簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額の住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。
- ②86 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。
- ②87 側溝の浚せつや整備を日常的に行い、雨水被害を防ぐこと。

## 八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を

### ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること

- ②88 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、車の総量規制を軸とすること。自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。観光地の交通対策、パークアンドライドなどのとりくみをいっそう強化すること。
- ②89 四条通の歩道拡幅・2車線化については、関係者の十分な合意形成をはかること。
- ②90 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、住民合意なしにすすめないこと。
- ②91 京都駅南口駅前広場の整備にあたっては、住民・関係者の意見を十分に聞き、合意のもとですすめること。
- ②92 小型循環バスの運行など、交通不便地域対策を具体化すること。雲ヶ畑、山科、東山など、住民の積極的なとりくみが行われている地域については、市としての財政支援を行うこと。
- ②93 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。

### ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を

- ②94 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
  - ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
  - ・市バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。
- ②95 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。
- ②96 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区



間とすること。

- ②97 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。
- ②98 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。
- ②99 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ③00 生活支援路線への補助制度を確保し、補助金を復元すること。
- ③01 バス待ち環境の改善をいっそう進めること。
- ③02 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎを拡充し利便性向上を図ること。
- ☆③03 すべての地下鉄駅に駐輪場整備をすること。
- ☆③04 回送バスをさらに減らすこと。
- ③05 伏見区及び左京区等、どの行政区も区内全域から総合庁舎が利用できるバス路線をつくること。
- ③06 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ③07 福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。
- ③08 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ③09 市バス、地下鉄の安全運転の基盤である、整備部門の民間委託を撤回し、人的、技術的強化を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。

## 九 生活道路優先の道路環境整備を

- ③10 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。
- ③11 国道9号線「西立体交差事業」は、千代原口交差点の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。
- ③12 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。
- ③13 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、ゾーン対策、コミュニティ道路化など安全対策・整備をすすめること。そのための予算を増額すること。
- ③14 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ③15 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げるなど、自転車走行環境の改善に努めること。



## 十 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ③16 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守など行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。
- ③17 技能労務職員の50%削減、およびごみ収集業務の50%民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。
- ③18 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。
- ③19 「資産有効活用」の名による市保有地の民間への売却はやめ、住民の声を聞き、住民のために活用すること。
- ☆③20 全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」の設置・運用にあたっては、データの不当な流出、プライバシー保護などの権利侵害とならぬよう厳密な運用・設置基準を定めること。
  - ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権など、知識・認識を正しくえられるよう、周知徹底の機会を十分に設けること。
  - ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。
- ③21 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。一般行政に徹すること。
- ③22 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。
- ③23 市立浴場料金は、民間浴場との是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制、職員配置を見直すこと。
- ③24 消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。
- ③25 高齢者の消費者被害対策を強化すること。
- ③26 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。
- ③27 「きょうと男女共同参画推進プラン」を推進すること。
  - ・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。
  - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
  - ・市職員の管理職、審議会委員の女性の登用率を高めること。
- ③28 所得税法56条廃止を国に求めること。
- ③29 DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
- ③30 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ☆③31 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で策定すること。

- ③② 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。
- ③③ 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点ですべての行政施策の点検を行うこと。
- ③④ 学校統廃合による学校跡地の活用については、関係者と住民の声を反映すること。
- ③⑤ 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。
- 広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
  - 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
  - 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
  - 国に対して、現在の原爆症認定基準を原爆症認定訴訟判決をふまえて、早急に見直すよう強く求めること。
  - 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
  - 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

## **日本共産党京都市会議員団**

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222-3728 FAX 211-2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>

E-mail : [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)